

令和3年度京都支部事業計画について

令和3年1月19日
令和2年度 第5回評議会

1. 令和3年度 京都支部事業計画(案)

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部 (令和3年度)	京都支部 (令和2年度)
<p data-bbox="79 268 446 311">1. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="73 362 359 396">①健全な財政運営【新】</p> <ul data-bbox="92 411 958 705" style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響等について、支部評議会において丁寧な説明を行い、保険料率に関する議論を行う。・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。・経済団体をはじめとした関係団体に対して、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p data-bbox="73 768 324 802">②サービス水準の向上</p> <ul data-bbox="92 816 958 1073" style="list-style-type: none">・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見いだし、窓口・電話対応などのサービス水準の向上に努める。 <ul data-bbox="131 1088 869 1168" style="list-style-type: none">■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする <p data-bbox="73 1225 289 1259">③業務改革の推進</p> <ul data-bbox="92 1273 958 1345" style="list-style-type: none">・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。	<p data-bbox="987 268 1354 311">1. 基盤的保険者機能関係</p> <p data-bbox="981 768 1232 802">①サービス水準の向上</p> <ul data-bbox="1039 816 1866 1059" style="list-style-type: none">・お客様満足度調査を活用した窓口・電話対応などのサービス水準の向上に努める。・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。<ul data-bbox="1066 988 1781 1059" style="list-style-type: none">■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする②現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする <p data-bbox="981 1210 1348 1245">②業務改革の推進に向けた取組</p> <ul data-bbox="1039 1259 1866 1330" style="list-style-type: none">・現金給付等については、手順書・マニュアルに基づき、業務処理の更なる標準化・効率化・簡素化を進める。

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。</p> <p>・現金給付等における申請内容や事業状況について、分析や前年度との比較を行い、事業の展開や事業主への情報提供を行う。</p> <p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について確実に実施する。 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 <p>⑤柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 <p>また、過剰な施術が疑われる施術所に対しては文書により是正を促し、改善が見られない場合は、面接確認委員会による確認を実施するなどにより適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする <p>⑥あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施 	<p>・OJT、ジョブローテーションなど、計画的に職員の育成を進めるとともに、役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着を進める。</p> <p>・繁忙に応じた柔軟な体制の運用により、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>③現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>④柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする <p>⑤あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>し、不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、厚生局に情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑦ 限度額適用認定証の利用促進 資料2-2 P3 予算科目②</p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き・事業主・加入者・健康保険委員ヘチラシ、リーフレットなど様々な広報を展開するとともに、医療機関などの申請状況を検証し、さらなる利用促進を図る。・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする <p>⑧ 効果的なレセプト内容点検の推進 資料2-2 P3 予算科目②</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅勤務等による点検時間不足を補うため、1件あたりの査定額向上を目指したレセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度計画」に	<p>し、不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、厚生局に情報提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑥ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none">・事業主・加入者・健康保険委員ヘチラシ、リーフレットなど様々な広報を展開するとともに、医療機関などの申請状況を検証し、さらなる利用促進を図る。 <ul style="list-style-type: none">■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85%以上とする <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92%以上とする <p>⑧ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・資格点検・外傷点検については、さらなる標準化・効率化・簡素化を推進する。・「第三者行為による傷病届などの届未提出者」への電話等による届出勧奨を実施する。

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>基づいた支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の手法、体制の見直しについて検討する。具体的には、今後の審査事務集約化を見据え、基金と連携することで、支部間差異に影響されない再審査請求体制を目指す。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする【新】</p> <p>⑨返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納者の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・国のオンライン資格確認が開始することをふまえ、債権の発生状況を注視しつつ、債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>⑨返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。また、事業所に対しては、喪失後の速やかな保険証回収の協力依頼を行う。 ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部 (令和3年度)	京都支部 (令和2年度)
	<p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> →現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を100%とする
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p style="text-align: center;">資料2-2 P4 予算科目⑤⑥⑦</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：356,771人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 63.9%（実施見込者数：228,087人） ・事業者健診データ 取得率 5.6%（取得見込者数：20,000人） ○ 被扶養者（実施対象者数：100,396人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 28.4%（実施見込者数：28,500人） ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健診カルテ、業態等の選定による効果的・効率的な受診勧奨 ・事業主、加入者のヘルスリテラシーの向上を目指す広報 ・健診機関と連携した受診勧奨 	<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>j) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：343,715人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 62.8%（受診見込者数：215,772人） ・事業者健診データ 取得率 5.6%（取得見込者数：19,248人） ○ 被扶養者（受診対象者数：101,864人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 27.8%（受診見込者数：28,318人） ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関と連携した受診勧奨

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・契約健診機関、健診会場の拡大 ・GISを活用した効果的な受診勧奨 ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進による特定健診の拡大 ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨 ■ KPI：健診受診率を 60.5%以上とする <ul style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診実施率を 63.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 5.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 28.4%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 資料2-2 P5 予算科目⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：50,114人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 20.2%（実施見込者数：10,113人） ○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,451人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 16.3%（実施見込者数：400人） ○ 保健指導の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日の初回面談実施に向けた健診機関への働きかけ ・事業所で受け入れできなかった保健指導対象者への効果的な個人勧奨 ・コロナ禍におけるICT活用による特定保健指導の推進 他府県在住者（大規模事業所）へのICT活用による特定保健指導の推進強化 ・職場の健康度向上をめざし「事業所健康診断書」を事業所訪問時に活用 ・令和元年度、2年度パイロット事業「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供」の全国展開に向けた提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・GISを活用した効果的な受診勧奨 ・行政と連携した「がん検診と同時申し込み」の推進 ・京都府・京都労働局と連携した事業者健診データ提供勧奨 ■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 62.8%以上とする <ul style="list-style-type: none"> ② 事業者健診データ取得率を 5.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.8%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：47,239人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数：7,002人） （内訳）協会保健師実施分 8.8%（実施見込者数：4,166人） アウトソーシング分 6%（実施見込者数：2,836人） ○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,407人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 8.2%（実施見込者数：197人） ○ 保健指導の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日の初回面談実施に向けた健診機関への働きかけ ・事業所で受け入れできなかった保健指導対象者への効果的な個人勧奨 ・府北部地域、他府県在住者へのICT活用による勧奨 ・パイロット事業「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供」の継続実施 ■ KPI：特定保健指導の実施率を 14.5%以上とする

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部 (令和3年度)	京都支部 (令和2年度)
<p>■ KPI：特定保健指導の実施率を 20.0%以上とする</p> <p>① 被保険者実施率を 20.2%以上とする</p> <p>② 被扶養者実施率を 16.3%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進 資料2-2 P5 予算科目⑨</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,058人</p> <p>・文書勧奨をアウトソース、支部による電話勧奨の実施 健診機関を活用した受診勧奨の実施</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 資料2-2 P5 予算科目⑩</p> <p>・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導紹介</p> <p>・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信、情報交換</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする</p> <p>資料2-2 P5 予算科目⑪</p> <p>○ 健康リスクの包括的管理（リスクの組合せ）による疾病予防【新】</p> <p>・LDL値や年齢、血清クレアチニン等を勘案した心疾患入院リスクモデルを構築し、入院リスクが高い従業員を有している事業所や本人に対して受診勧奨や健康づくり事業を実施する。</p> <p>iv) コラボヘルスの推進 資料2-2 P5 予算科目⑪</p> <p>○ 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大</p> <p>・健康宣言事業所に対するフォローアップの強化</p> <p>・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの実施</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,825人</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <p>・かかりつけ医と連携による糖尿病性腎症患者への保健指導紹介</p> <p>・京都府糖尿病重症化予防戦略会議での意見発信、情報交換</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする</p> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○ 「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大</p> <p>・関係団体と連携した事業所への健康宣言勧奨 健康宣言事業所に対するフォローアップの強化</p> <p>・健康経営に向けた課題解決と取組みの質の向上を目的としたセミナーの</p>

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部 (令和3年度)	京都支部 (令和2年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所における健康づくりの定着及び若年期からのヘルスリテラシーの向上を目的とした健康測定機貸出および健康講座等の開催 ・事業所等と連携した効果的なメンタルヘルス予防対策の検討 ・事業所の健康課題を見える化した「事業所健康度診断書」を活用した宣言事業所勤労並びに宣言事業所のフォローアップ ・モデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施 ○ 関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進 ・市町村と連携した地域と職域をつなぐ健康づくりの実施 ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ ・京都府等と連携したデータ分析によるエビデンスに基づく健康づくり事業の実施 ・京都府が主催する健康づくりイベント「ヘルス博 Kyoto」と連携した家族を含めた事業所における健康づくりの推進 <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を700事業所以上とする【新】</p> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SNS 等を利用した効果的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・定期広報誌やメールマガジン等の広報に加えて、SNS や YouTube による動画を活用した広報を展開する。 ○ オンライン資格確認及びマイナンバーカードの取得促進に向けた広報 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主及び加入者に対して、定期広報誌や説明会等を通じてオンライン資格確認やマイナンバーカードの取得促進に向けた広報を行う。 ○ 近畿ブロックで連携した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けた検討を進める。 	<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所における健康づくりの定着を目的とした健康測定機貸出および健康講座の開催 ・健康宣言事業所の健康課題を見える化した「事業所健康度診断書」を活用したフォローアップ ・モデル事業所における効果的な取組みの把握および横展開の実施 ○ 関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進 ・市町村と協働した医療費適正化や健康づくりに関する取組みの実施 ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ ・行動変容につながる案内と市町村単位による各種データから見た統計分析 ・企業・保険者・自治体が連携した健康づくりイベント「ヘルス博 Kyoto」の共同実施 <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期広報誌、メールマガジンによる情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者理解度調査結果を踏まえて、ナッジ理論等を活用した効果的な広報を展開する。 ○ マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な実施に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 ○ 近畿ブロックで連携した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿各支部の協働による効果的な広報実施に向けた検討を進める。

資料2-2
P3
予算科目
①

資料2-2 P3
予算科目④

資料2-2
P3
予算科目
③

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部 (令和3年度)	京都支部 (令和2年度)
<p>○ 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施 ・情報通信技術等を活用した健康保険委員研修会及び健康経営セミナーの開催 ・健康保険委員表彰の実施 ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 42.2%以上とする。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】 ○ 関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業 ○ 事業主、健康保険委員ヘインセンティブ制度と併せた情報提供 ○ 紙媒体に加えて SNS の活用による広報の強化 ○ ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施 ○ 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携 ○ 令和元年度パイロット事業「薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ」の全国展開に向けた提案 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における医薬品使用実績が医療機関や保険薬局において後発医薬品選定に与える影響等の効果検証を行い、全国展開に向けた提案を行う。 	<p>■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について 対前年度-(44.9%)以上とする。</p> <p>○ 健康保険委員委嘱者数の更なる拡大と健康保険委員活動の活性化を図るための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所規模別の健康保険委員勧奨の実施 ・健康保険委員研修会の開催【年2回】 ・健康保険委員表彰の実施 ・健康経営セミナーの開催 ・セミナーや座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 41.0%以上とする。 <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】 ○ 関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等）へのデータを活用した情報提供及び連携事業 ○ 事業主、健康保険委員ヘインセンティブ制度と併せた情報提供 ○ 紙媒体に加えて SNS の活用による広報の強化 ○ ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施 ○ 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携 ○ 令和元年度パイロット事業「薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ」の効果検証 <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット事業として、個々の薬局に対して、その薬局で使用数量が多い先

資料2-2 P3
予算科目①

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS 等を利用したジェネリック医薬品の効果的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 77.3%以上とする。 ④ インセンティブ制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ インセンティブ制度の周知広報 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。 ⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見発信のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、必要な体制の確保（会議体への参画数拡大や意見発信できる仕組みの構築）を行う。 ○ 医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 発医薬品に対応した地域で使用数量の多いジェネリック医薬品リストを送付し、薬局におけるジェネリック医薬品の使用促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・効果検証後は京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携を図り、使用促進につなげていく。 ○ 位置情報を利用したジェネリック医薬品の効果的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 77.4%以上とする。 ④ インセンティブ制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ インセンティブ制度の周知広報 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、各種広報媒体や研修会等を通じて広報することで、インセンティブに係る各指標（受診率・実施率等）の向上を図る。 ⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見発信のための体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、必要な体制の確保（会議体への参画数拡大）を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：他の被用者保険者との連携を含めた地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 90.0%以上とする。 ○ 医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</p>	<p>■ KPI：「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p> <p>⑥効果的な健康づくり事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療データの分析結果に基づく対策の実施 ・学識経験者等と連携して業種や年齢層別等の健康課題が高い層を把握し、その特性に応じた健康づくり事業を実施する。
<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>①組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営方針発表会の実施【年2回】 <ul style="list-style-type: none"> ・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。 ○ 戦略的保険者機能の発揮に向けた適切な人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・業務部における山崩しの実施に加えて、企画総務部においても業務効率化を図り、より効率的な事務処理体制を整備することで、生産性向上を目指した人員配置を行う。 ○ 人事評価制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。 ○ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び 	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>①組織や人事制度の適切な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業運営方針発表会の実施【年2回】 <ul style="list-style-type: none"> ・組織目標及び事業計画を上位から下位まで浸透させ、職員一丸となって組織目標を達成する。 ○ 戦略的保険者機能の発揮に向けた適切な人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・山崩しの実施及び RPA 導入により効率的な事務処理体制を整備することで、生産性向上を目指した人員配置を行う。 ○ 人事評価制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・組織目標の達成を目的とした適切な人事評価の実施により、職員のモチベーションの向上及び効果的な事業運営を行う。 ○ コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にコンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施するとともに、常時より注意喚起を行うことによって、インシデントの発生防止及び拡大防止を図る。

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>拡大防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。 <p>②職員の健康確保対策【新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス等の感染防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用や三密防止など、感染防止に向けた自己管理の徹底について注意喚起を行うとともに、事務室内における感染防止対策を徹底する。 ○ 産業医と連携した職員の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・要再検査者に対する受診勧奨を徹底するとともに、産業医との健康相談を活用した職員の健康管理を行う。 <p>③人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・新人育成のための六角会を通じた研修の実施 ○ 外部講師を活用した支部内研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促す。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における対応について、研修や訓練を実施することでリスク管理の強化を図る。 <p>②人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職場での実践教育（OJT）と、研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせた人材育成の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・OJTによる人材育成を中心としつつ、効果的に研修（Off-JT）を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・若手職員による六角会において勉強会を開催する等の自己研鑽を促す。 ○ 外部講師を活用した支部内研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部内研修においては、外部リソースを有効に活用することで、職員の能力開発を促す。 <p>③費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・適宜調達審査委員会を開催することにより適切な調達及び費用削減を

令和3年度 事業計画(京都支部)

京都支部（令和3年度）	京都支部（令和2年度）
<p>現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な企画競争の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定する。 ○ 複数社見積もりによる調達の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調達に当たっては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。 ○ 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減） <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 	<p>現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な企画競争の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施内容が事業結果に大きく影響する案件については企画競争に付することとし、その調達方法については適切なものとなるよう客観的な評価基準を設定する。 ○ 複数社見積もりによる調達の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調達に当たっては十分な公告期間や履行期間を設定することで、多くの業者が参加しやすい環境を整備してコスト削減に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 ○ 消耗品の削減（前年比減）、節電（前年比減） <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品の適切な在庫管理及び不要な電力使用の削減によりコスト削減に努める。